年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会）
令和８年９月 17 日答申分

〇答申の概要

（１）年金記録の訂正の必要があるとするもの　　１件

厚生年金保険関係　　１件

（２）年金記録の訂正を不要としたもの　　２件

厚生年金保険関係　　２件

厚生局受付番号　：　関東信越（受）第 2600202 号
厚生局事案番号　：　関東信越（厚）第 2600057 号

第１　結論

請求者のＡ社における標準賞与額を、令和２年３月 31 日は 17 万円、令和３年３月 31 日は 33 万円、令和４年３月 31 日は 16 万円、令和５年３月 31 日は 16 万円にそれぞれ訂正することが必要である。

令和２年３月 31 日、令和３年３月 31 日、令和４年３月 31 日及び令和５年３月 31 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第１条第５項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和２年３月 31 日、令和３年３月 31 日、令和４年３月 31 日及び令和５年３月 31 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 46 年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　①　令和２年３月 31 日
②　令和３年３月 31 日
③　令和４年３月 31 日
④　令和５年３月 31 日

各請求期間にＡ社から賞与を支給され､厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該賞与の記録が確認できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第３　判断の理由

Ａ社から提出された請求期間の賞与に係る支給控除一覧表及び源泉徴収簿により、請求者は請求期間①に 17 万円、請求期間②に 33 万円、請求期間③に 16 万円、請求期間④に 16 万円の賞与の支払を受け、当該支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が令和２年３月 31 日、令和３年３月 31 日、令和４年３月 31 日及び令和５年３月 31 日の賞与に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間について、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事

務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号　：　関東信越（受）第 2600094 号
厚生局事案番号　：　関東信越（厚）第 2600055 号

第１　結論

請求期間①、②及び③について、請求者のＡ県教育委員会Ｂ事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間④について、請求者のＡ県教育委員会Ｂ事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 37 年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　①　昭和 62 年５月 26 日から同年９月 14 日まで
②　昭和 62 年９月 16 日から昭和 63 年７月 19 日まで
③　昭和 63 年７月 27 日から同年 11 月 19 日まで
④　昭和 63 年 11 月 20 日から昭和 64 年１月１日まで

請求期間①、②、③及び④について、Ａ県Ｃ市の公立小学校で勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録がないのはおかしいので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第３　判断の理由

請求者から提出された辞令、履歴書、Ａ県教育委員会が証明した在職証明書及びＡ県教育委員会の回答により、請求者は、請求期間①、②、③及び④においてＣ市立Ｄ小学校又はＣ市立Ｅ小学校で助教諭として勤務していたことが認められる。

しかしながら、Ａ県教育委員会Ｂ事業所（以下「請求対象事業所」という。）は、請求期間①、②、③及び④において請求者は上記の小学校で臨時雇用として勤務していたが、請求者を厚生年金保険に加入させていたか不明であり、厚生年金保険料を給与から控除していたかについても不明である旨回答している。

また、請求対象事業所に係る被保険者縦覧照会回答票等によると、請求者と同じ昭和 64 年１月１日に厚生年金保険被保険者資格を取得した者は整理番号３番から 85 番まで及び 93 番から 95 番まで並びに 98 番の合計 87 人確認できるが、一方で同日より前に被保険者資格を取得した者は２人しかおらず、この時期に一斉に厚生年金保険に加入させたことが確認できる。

さらに、請求者と同じ昭和 64 年１月１日に請求対象事業所に係る厚生年金保険被保険者資格を取得した者のうち 16 人に照会し、６人から回答を得たところ、複数の者が同日より前の

期間は、公立学校で臨時雇用として勤務しつつ国民年金に加入していた旨回答、陳述している。

上記の厚生年金保険の加入状況及び同僚照会の回答内容を踏まえると、請求対象事業所では、請求期間当時、臨時雇用の者にあっては厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、請求者は、請求期間の厚生年金保険料控除が確認できる給与明細書等の資料はないと回答している上、請求者の請求期間①、②、③及び④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号　：　関東信越（受）第 2600112 号
厚生局事案番号　：　関東信越（厚）第 2600056 号

第１　結論

請求期間について、請求者のＡ社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 43 年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　平成２年３月 16 日から同年４月１日まで

Ａ社には、高校卒業後の昭和 62 年４月１日に入社し、３年間の退職一時金の支給要件を満たした後に退職し、退職金を受給したと記憶しているが、厚生年金保険の被保険者資格喪失年月日は平成２年３月 16 日となっているので、調査の上、年金の記録を訂正してほしい。

第３　判断の理由

Ａ社と合併したＢ社から提出された「社員名簿（労働者名簿）」において請求者の退職年月日が平成２年４月 15 日と記載されている。

一方、Ｂ社から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」の資格喪失年月日は平成２年３月 16 日と記載されている上、同社が現在加入する健康保険組合は、消滅したＣ健康保険組合からの引継ぎデータにおいて、請求者の被保険者資格喪失年月日は同日である旨回答しているところ、請求期間当時、Ａ社において社会保険事務を担当していた者は、被保険者資格喪失の届出書について、退職届に基づき作成し、上司の確認を受けた後、社会保険事務所（当時）に持参し、健康保険組合にはメール便でそれぞれ提出していた旨陳述している。

また、雇用保険の加入記録において、請求者の離職年月日は、平成２年３月 15 日であることが確認でき、当該記録は、オンライン記録で確認できる請求者の厚生年金保険の被保険者資格喪失年月日と符合する。

さらに、請求者が記憶する、Ａ社において厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したが、請求者の退職年月日を記憶している者はいない。

加えて、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の規定により、請求期間について保険給付の計算の基礎となる記録訂正を行うためには、事業主が請求者の給与から請求期間に係る厚生年金保険料を控除していたことが認められる必要があるが、事業主は

給与から厚生年金保険料を控除したか否かは不明である旨回答している上、請求者は、請求期間に係る給与明細書等の資料を保管していない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。